

国及び地方自治体の責務

(第2条関係)

国の責務

地方自治体の責務

教育活動等を通じた正しい知識の普及
情報の収集・整理・分析・提供
研究の推進
検査能力の向上
人材の養成・資質の向上

総合的・迅速な施策の実施のための地方自治体との相互
連携

情報収集等・研究・輸入食品等の検査に係る体制整備
国際的な連携の確保
地方自治体に対する技術的援助

食品等事業者の責務

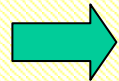
(第3条関係) 平成15年8月29日施行

1. 通常時の措置

- ・知識及び技術の習得
 - ・原材料の安全性の確保
 - ・自主検査の実施
- 等に努める。

2. 記録の作成・保存

必要な限度において、仕入元の名称等の記録の作成・保存に努める。



食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止に活用

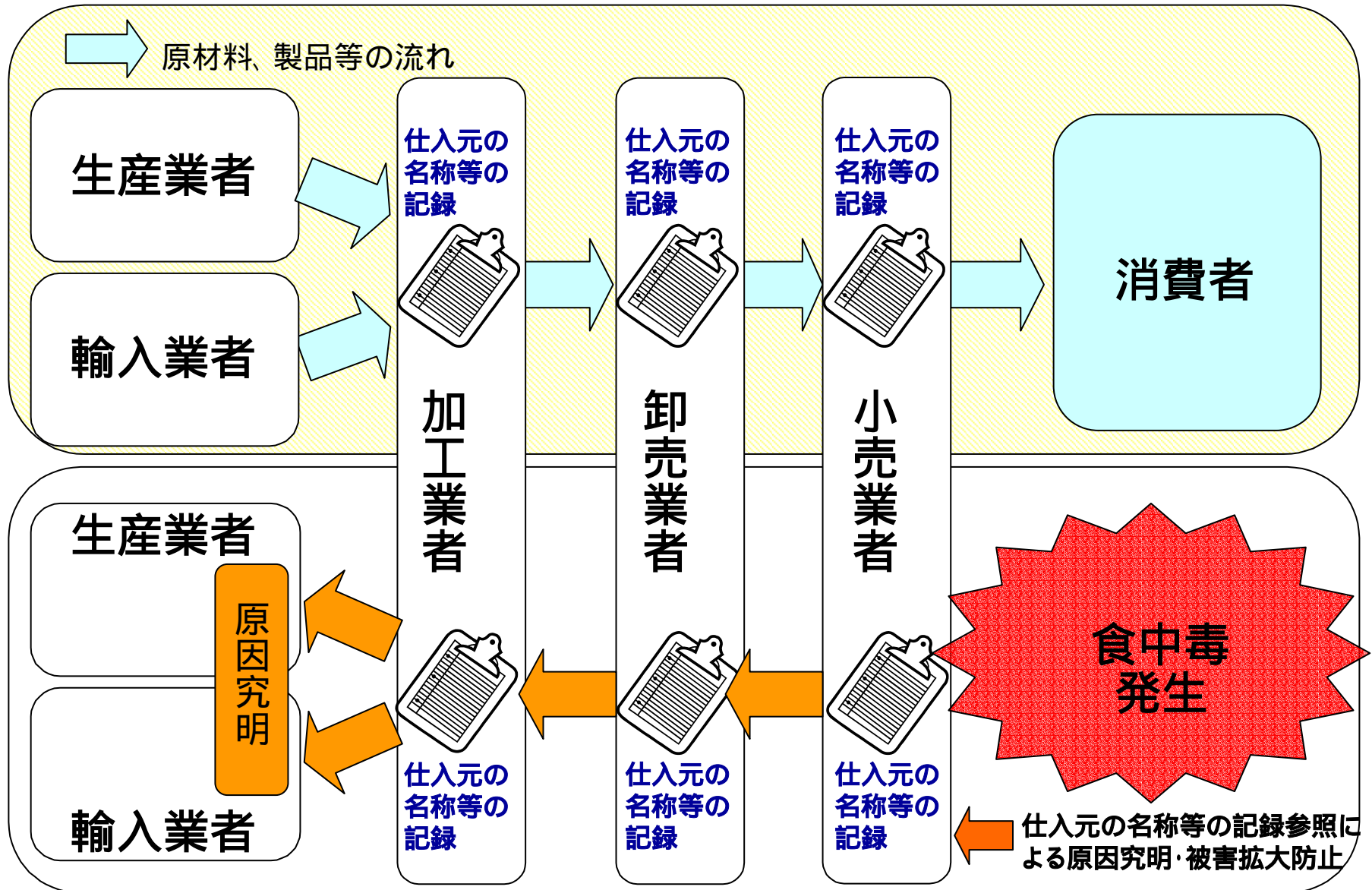
3. 危害発生時の措置

- ・2の記録の国・自治体への提供
 - ・廃棄等の措置
- を適確・迅速に講ずるよう努める。

食品等事業者：食品の採取、製造、輸入、加工、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいう。

食品等事業者の記録保存の努力義務

(第3条第2項・第3項関係) 平成15年8月29日施行



リスクコミュニケーションについて

(第64条、第65条関係) 平成15年8月29日施行

BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会報告)
消費者とのリスクコミュニケーションを重視

今後の食品安全行政のあり方について(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議)
リスクコミュニケーション
・食品の安全性に関する情報の公開
・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

食品衛生法等の一部を改正する法律

1. 基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取

厚生労働大臣は規格・基準の策定等において、
都道府県知事等は監視指導計画の策定等において、
必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

2. 国民・住民からの定期的な意見聴取

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、
食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、
当該施策について広く国民又は住民の意見を
求めなければならない。



リスクコミュニケーションの取組

意見交換会（H15年度開催スケジュール）

年月	内容
6月	地方自治体への説明会 講演(日本食品微生物学会、フード連合、日本食品衛生協会、食品科学広報センター)
7月	食の安全に係る改正法の施行に向けて～意見交換会～(東京、神戸) 講演(大阪商工会議所、日本食品産業センター、東北厚生局、関東農政局、全国発酵乳乳酸菌飲料協会)
8月	講演(日本食品衛生協会、公明党神奈川県本部女性委員会)
9月	意見交換会(金沢)
10月	食品の安全に関するシンポジウム(2都市で開催)
11月	意見交換会(2都市で開催) 食品安全総合研究シンポジウム(仮称)
12月	意見交換会(2都市で開催) 食品安全総合研究シンポジウム(仮称)
1月	
2月	食品衛生協会共催の意見交換会
3月	

斜体・明朝は講演依頼によるもの

10月以降は予定であり、変更の可能性あり

上記の他、食品安全委員会、農林水産省実施の意見交換会にも参加

その他の取組

ホームページの刷新

デザインを見直すとともに、消費者向け・事業者向け情報の充実など、より見やすく、分かりやすいホームページへバージョンアップ



(イメージ図)

政府広報による情報発信

ニッポンNOW(9月1日発行)

「安全・安心な食生活へ」をテーマに改正食品衛生法について紹介されました。

日本テレビ「新ニッポン探検隊」(9月7日放送)

「食の安全と安心」をテーマとして、輸入食品の検査が行われる神戸検疫所での活動や関係者との意見交換会が紹介されました。

「食育」の推進

関係省庁と連携して、「食育」を推進

「食品衛生月間」(厚生労働省)、「食を考える国民フォーラム」(農林水産省)やシンポジウム等の開催(各府省)、学校における食に関する指導の充実(文部科学省)など、政府全体で「食育」を推進